

議案第14号

新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「研修及び勤務成績の評定」を「研修」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項の追加等を行うため、本案を提出する。